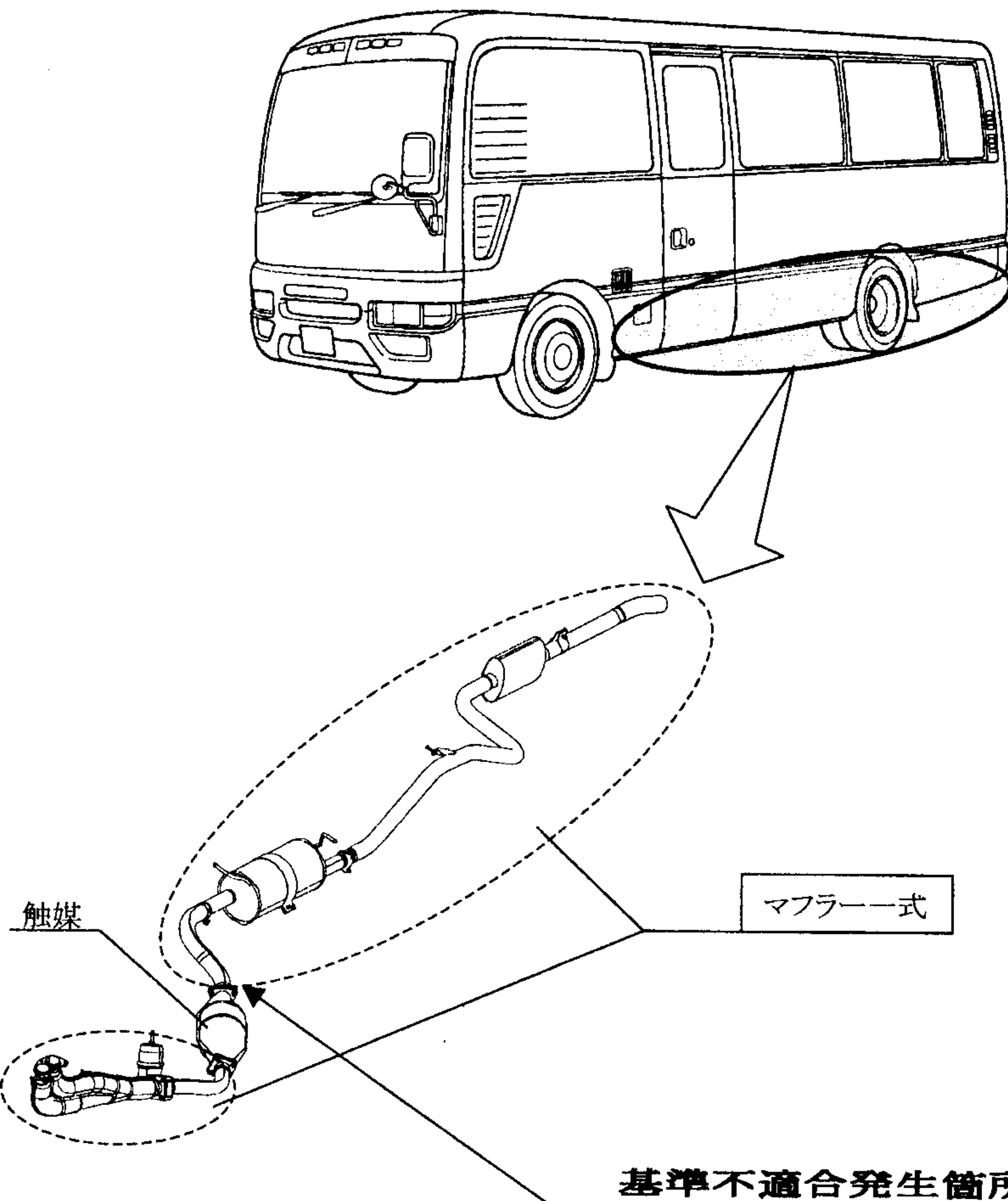


改善箇所説明図



基準不適合発生箇所

首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)で実施されているディーゼル車の排出ガス規制対応のために触媒を追加した車両において、エンジンからの振動に対し、メインマフラーの前側の排気管の強度が不足している。そのため、そのまま使用を続けると、当該排気管が切損し、騒音が増大するおそれがある。

改善の内容

全車両、当該マフラー一式を対策品と交換する。

識別：銀色のシールをモデルナンバープレートの右横に貼り付ける。

注： は、交換部品を示す。